

警 備 業 者 行 政 処 分 簿

被 処 分 者	認 定 の 番 号	和歌山県公安委員会 第65000311号
	氏 名 又 は 名 称	立野 裕士
	代 表 者 の 氏 名	立野 裕士
	主たる営業所の所在地	和歌山県田辺市目良36番26号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	弁慶警備保障 和歌山県田辺市目良36番26号
処 分 年 月 日		令和 7 年 5 月 27 日
処 分 内 容		認定の取消し
処分理由・根拠法令		(処分理由) 立野裕士は、三月以上所在不明である事実が判明したため。 (根拠法令) 警備業法第 8 条第 4 号
処分を行った公安委員会		和歌山県公安委員会

注 1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令又は指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注 2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する。